

# 議会ガイド



とみのこども園の園児

## プールって楽しいな！

7月1日にオープンした中泊町B&G海洋センター。プールのオープンを楽しみにしていた町内の園児・児童生徒は1年ぶりにプールに入り水の感触を楽しんでいました。

### 第2回定例会（令和元年6月）

目次	■ 第2回定例会	……………	P 2
	■ 活動報告	……………	P 3
	■ 一般質問	……………	P 4
	■ 議会の動き・委員会だより	……………	P 10

# マツカワカレイ養殖プロジェクト本格化

新たな町ブランド品を目指して

## 第2回 定例会

6月7日～12日

令和元年第2回定例会が、6月7日から12日までの日程で開かれました。11日には一般質問が行われ、今 博子議員、塚本悦子議員、田中洋議員、川山光則議員の4名が、町側の答弁を求めました。最終日の12日には、質疑、討論、採決が行われ、条例改正や一般会計補正予算など報告9件、議案6件、発議2件を、いずれも全会一致で承認、可決しました。

### 補正予算

#### ■一般会計補正予算第3号

補正前総額

72億3611万円

補正額

3千753万8千円

補正後総額

72億7364万8千円

主な補正額(歳出)は次のとおり。

#### □総務費

・小田川土地改良区総代選挙費  
118万9千円

#### □民生費

・子ども・子育て支援事業費  
1290万7千円

#### □農林水産業費

・農産物加工販売施設産直システム更新業務委

託料 57万3千円

・農業振興計画作成業務委託料 95万7千円

・鳥獣被害防止対策協議会補助金

△300万円

・鳥獣被害防止対策協議会貸付金 200万円

・漂着船撤去・処理委託料 88万6千円

・マツカワカレイ養殖推進プロジェクト事業補助金 1212万円

□商工費

・観光ビジョン策定支援委託料 300万円

■国民健康保険特別会計補正予算第1号

「事業勘定」

補正前総額

16億5086万1千円

補正額 △52万1千円

補正後総額

16億5034万円

主な補正額(歳出)は次のとおり

職員人事異動に伴う人件費を減額するもの。

「診療施設勘定」

補正前総額

1億4674万2千円

補正額 159万2千円

補正後総額

1億4833万4千円

主な補正額(歳出)は次のとおり

・ホルタ記録器購入 49万7千円

### 条例関係

#### ■中泊町税条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、条文の整備を要するため。

#### ■中泊町国民健康保険税条例の一部改正

地方税法施行令の一部改正に伴い、条文の整備を要するため。

#### ■中泊町介護保険条例の一部改正

地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い条文の整備

### 専決処分

#### ■損害賠償

損害状況 町道を走行中、道路の凸凹箇所接触到、車両のエンジン警告灯センサーが破損した。過失割合を50%とし、賠償した。

#### ■中泊町中里職業能力開発校条例の廃止について

中泊町中里職業能力開発校の当初の設置目的が達成され、生徒となるものの見込みもないことから、用途を廃止するため。

#### ■中泊町中里職業能力開発校条例の廃止について

消費税率の引き上げによる低所得者の保険料軽減強化の実施に伴い、令和元年度及び令和2年度において、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、条例の一部を改正するもの。

#### ■中泊町中里職業能力開発校条例の廃止について

消費税率の引き上げによる低所得者の保険料軽減強化の実施に伴い、令和元年度及び令和2年度において、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、条例の一部を改正するもの。

#### ■中泊町中里職業能力開発校条例の廃止について

消費税率の引き上げによる低所得者の保険料軽減強化の実施に伴い、令和元年度及び令和2年度において、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、条例の一部を改正するもの。

#### ■中泊町中里職業能力開発校条例の廃止について

消費税率の引き上げによる低所得者の保険料軽減強化の実施に伴い、令和元年度及び令和2年度において、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、条例の一部を改正するもの。

を要するもの。

■中泊町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正

改正

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するもの。

■中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するもの。

■中泊町承認地域経済率引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正

地域経済率引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等

を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するもの。

■中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するもの。

■平成30年度中泊町一般会計補正予算第11号

補正前総額

72億9551万2千円

補正額

8894万6千円

補正後総額

73億8445万8千円

主な補正額(歳出)は次のとおり

・財政調整基金積立金

8894万6千円

■平成31年度中泊町一般会計補正予算第1号

補正前総額

72億2400万円

補正額

97万3千円

補正後総額

72億2497万3千円

主な補正額(歳出)は次のとおり

・小泊小学校高圧受電設備復旧工事64万8千円

■平成31年度中泊町一般会計補正予算第2号

補正前総額

72億2497万3千円

補正後総額

72億3611万円

主な補正額(歳出)は次のとおり

・土地購入費 884万円

・仮設フェンス設置工事 89万7千円

・総合文化センターガス設備復旧工事 59万4千円

・相撲道場給水管漏水修繕工事 57万3千円

■取得する財産

・塵芥収集車(2台)

・契約金額 2973万3千円

・契約相手方 いすゞ自動車販売株式会社 青森支社 五所

その他

川原営業所

発議

■中泊町議会議会規則の一部改正

議会の会議にタブレットを導入することにより、規則の一部を改正するもの。

■新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

引き続き総合的な過疎対策の充実、強化のため新たな過疎対策法の制定を求めるもの。

活動報告

全国町村議会議長・副議長合同研修会

5月28日に東京国際フォーラムにおいて、令和元年度全国町村議会議長・副議長研修会が開催されました。当議会より長利司議長が参加しました。「町村議会議員の議員報酬のあり方最終報告」について講演がありました。

また、町村議会特別表彰を受賞した3議会より事例発表がありました。長崎県喬木村議会より「小規模議会の在り方を求めて～夜間・休日議会の挑戦～」。

鳥取県若桜町議会より「町民に寄り添う議会を目指して～鳥取県若桜町議会の歩み～」、京都府与謝野町議会より「京都府与謝野町議会の取り組み～町民に信頼され存在感のある議会を目指して～」と題し、各町村議会の取り組みについて話されていました。



# 一般質問

※一般質問とは議員個人が町政全般に対し、行政側に現状や見通しを聞くことです。記載されている内容は簡略化したものです。再質問、再質問は記載していません。

## ●旧中里中心部(派立通り)の活性化について

- ・街頭をLEDに替え、夜でも散策できるようにしてみてもは
- ・文化財を観光に空き家を民泊施設等に見てもは

## ●プログラミング教育の取り組みについて

- ・教職員の取り組み意欲と熟知度は



塚本悦子 議員

Q

よみがえれ、町の顔、中里中心部の活性化について。

かつて商店街、官庁街、娯楽街として最高のにぎわいを見せていた派立通りは、今は沈滞状態にある。かつてのようにメインストリートであった派立通りを、いま一度再生できないものか。

再生策の1として、派立通りの街灯を省エネのLEDにかえ、夜でも昼のように散策できるように明るい派立通りにし、にぎわいを取り戻せる



A

濱館町長

ようにしてはどうか。これまでとは違った派立通りで、現在までのれんを守って頑張っている方たちが、これ以上明かりを消させないようにするのが私の小見である。傍観するだけでは発展はない。町長は、どのような町の再生の構想を練っているかをお聞きする。

よみがえれ、町の顔、中里中心部の活性化についてお答えする。

まちづくり計画は、平成28年3月に策定した第2次長期

総合計画に基づき、平成29年度から31年度を第1期とした実施計画を策定し、まちづくりを推し進めてきた。

今年度は、長期総合計画の第2期目の実施計画の策定に取り進むことにしている。喫緊の課題である人口減少、若者の雇用の問題、地域のにぎわい創出。このようなさまざまな課題を克服し、この中泊町に生まれ育ち、暮らしてよかったと思えるまちづくりを推進していく。

今後5年間の分野横断的な施策をまとめた第2期中泊町まち・ひと・しごと創生総合戦略を長期総合計画第2期実施計画の策定と併せて進めるよう、担当課に指示をしている。

派立通りだけではなく、町全体を俯瞰し、どのようなまちづくりがよいのか、計画の中でしっかりとお示しをする。派立通りの街路灯のLED

化の件であるが、街路灯は平成19年12月に40基設置をされたものであり。1基に対して80ワットの水銀灯が2個ついている。

この水銀灯は、全国的にも問題になっており、2013年10月に熊本県で開催された国連環境計画の外交会議の中で、水銀に関する水俣条約が採択になっている。2015年2月に日本として水俣条約の締結に至ったことから、水銀含有量の高い蛍光灯等の一部が2021年以降には製造、輸出入が禁止される。よって使えなくなる状況であるとも聞いている。

こういった状況や、省エネといった観点から、各種照明のLED化は、派立通りの街路灯のみならず、パルナスなど、あらゆる建物にかかわる全町的な課題とし、今後早期に取り組んでいく。

Q

再生策の2は、中泊町指定の文化財、宮越家の離れ、庭園などを観光に付随させ、派立通りの空き家を民泊施設などとして旅行者などを受け入れる対策などをしてみてはどうか。

A

宮越家の文化財を観光として使うことで、町内にある空き家の活用も考えられるのではないかとご提案について、宮越家の離れと庭園は、町文化財として指定をしている。

次に県の指定や国の指定に向けて、今文化財等の専門的な知識を有する方々で構成された宮越家住宅・資料保存活用検討委員会を設置し、保存管理、保全、防災対策、公開方法等の活用方針を検討している段階である。最終的には、この委員会が宮越家保存活用計画を作成することになっていく。

議員が話された空き家等の

観光利用に関しても、これらの状況等を踏まえ、今後検討していく。

Q

プログラミング教育の取り組み状況に質問する。

A

2020年度からプログラミング教育が新しい学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される。実際、どのように勉強するのか、教育現場や保護者の間では、まだ十分に認知が広がっていない状況だと思われる。

■塚塚教育長



小学校におけるプログラミング

プログラミング教育の取り組み状況についてお答えする。

小学校においてプログラミング教育は、2020年度から本格実施となる。

プログラミング教育とは、子供たちにコンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるといふことを体験させることである。さらに将来どのような職業につくとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としてのプログラミング的思考を育むこととしている。

プログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きが必要であり、その動きを組み合わせて、どのように改善すれば自分が意図した活動の実現に近づくのか論理的に筋道を立てて考えていく力であると説明されている。

管内小学校の取り組み状況、教職員の熟知度については、ある小学校では今年1月に関西方面の小学校で開催されたプログラミング教育研究発表会へ参加している。プログラミング教育の必要性や小

学校プログラミング教育のねらい等について研修を受けてきている。

また関東方面で開催された「学校とICTフォーラム」にも参加している。「小学校プログラミング教育の現状と展望」というテーマで、プログラミングの学習活動のねらいと留意点、プログラミング的思考と教科を学んできた。

またプログラミング教育実施に向けた準備の進め方等の研修を受け、その研修成果について校内での伝達研修・報告等の機会を設け、教職員が資質向上に取り組んでいる。

また、各小学校では今年度



子供職業体験・プログラミング体験の様子

に小学校プログラミング教育の円滑な実施に向けた計画等を作成し、準備を進めていく状況でもある。

各小学校においては、教職員一人一人がプログラミング教育のねらいを確認し、授業のイメージをつかみ、教師がみずからプログラミングを体験することが重要だと考えている。

教育委員会としては、各学校における取り組みを促し、支援する体制を整える。2020年度に向けた準備を教育課程や学習指導等のソフトの側面と、ICT環境整備のハードの側面との両面から計画的に進めていく予定である。

さらに、子供職業体験で中泊町の子供たちにプログラミングの体験の機会を創出する予定である。

子供たちの思考力、判断力、表現力をより一層高め、学校で学んだ知識や技能を社会の中で最大限発揮できるようにプログラミング学習を広め、質の高い教育の推進に取り組む。

# ・防災対策について

- ・市町村相互応援協定とはどのようなものか
- ・被災地への職員派遣はおこなわれているのか
- ・今後、町の防災、減災に対してどのように取り組んでいくつもりか



今 博子 議員

Q

防災対策について質問する。町ホームページの防災対策にある風水害等災害対策編、第4章第18節5応援協力関係に、市町村相互応援協定と用語が記載されているが、この市町村相互応援協定とはどのようなものであり、町のためにどのように生かされているものなのか。

そして、これまでに被災地への職員派遣は行われているものなのか。行われているのであれば、どのような形で行われているのかをお伺いする。

A

■濱館町長  
市町村相互応援協定についてお答えする。

災害時の相互応援協定は1996年、平成8年に当時の県内全67市町村の間で締結され、2006年、平成18年には、それまでの市町村合併に伴い改定がされた。

そして、昨年12月に、さらに県を加えた災害時における青森県市町村相互応援に関する協定が県内の40市町村の間で締結がされた。これが中泊町地域防災計画で明記をされている市町村相互応援協定である。本協定では、応急対策に対する資機材や食料、生活必需品といった物資の提供や職員の派遣など、7項目にわたる応援要請事項を定めている。

また、協定内容を踏まえ、圏域で防災担当職員の研修や定期的な訓練を実施している。災害対応における市町村間の連携をさらに充実、強化し、災害対応力の向上に取り組んでいる。

これに基づいて被災地への職員派遣が行われているかということだが、県内で災害が発生し、他市町村から応援を求められれば、青森県市町村相互応援協定に基づいて派遣することになる。幸いなことに、これまで県内の他の市町村から職員派遣の応援要請を受けるような災害はなかった。

昨年9月の北海道胆振東部地震の際には、北海道と東北、新潟の8道県による大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づき、県から町に対して応援要請があり、防災担当課の総務課職員1名を厚真町に派遣している。

Q

現実に避難場所を利用する事態になった場合に、全ての避難場所において引率できる職員や被災状況に対応しながら、しっかりとした指導のできるリーダーの育成はできているかお伺いする。

A

被災時に対応できる避難所のリーダーの育成ができていくのかについてお答えする。

町では近年、避難所開設に至るほどの大規模災害は発生していないこともあり、実践的な場でのリーダーの育成は、難しい状況である。圏域で行われている研修や訓練に参加をすることでスキルアップを図っている。

さらに被災地への職員派遣により実際の避難所の対応業務を経験させるなど、避難所運営のノウハウ取得に取り組んでいる。

Q

あおりおももり手帳が発行され、中泊町でも全戸に配布された。配布するだけでは防災に対する意識など広まらないものと考え。防災、減災に対し関心を持つってもらうために、町民への説明や周知が必要であると考え。そのことも踏まえ、いつ、どこでも起こる可能性のある

災害に対して、今後どのように取り組んでいくのかお伺いする。

A

昨年9月に県が発行したあおりおまもり手帳は町内の全戸に配布されている。災害時にとるべき行動や今からできる事前の備えなど、大切な情報がわかりやすく掲載されている。

ご指摘の配布するだけでなく、町民への説明や周知が必要ではないかということだが、昨年10月にあおりおまもり手帳を編集した県危機管理理局防災危機管理課の北澤主



毎戸に配布された手帳

事を講師にお迎えをし、折戸地区自主防災会研修会を開催した。本年3月には町防災担当職員が講師となり、芦野地区常会において手帳を活用した防災説明会を開催した。今後とも説明会や研修会の中で、手帳を活用した防災の取り組みの必要性を積極的に周知していく。

次に、これからの町の防災、そして減災に対する取り組みをどのように進めるのかという大事な点についてである。

昨今の災害の状況を見ると、東日本大震災以降も毎年各地で大きな災害が発生している。昨年7月の西日本豪雨、9月の北海道胆振東部地震による

土砂災害など、ますます規模化、多様化、複雑化している。

このため、町では町民の生命と財産を守るため、機動的かつ強力な防災・危機管理体制を構築することを目指し、本年4月に消防防災係の職員を増員し、取り組みを強化している。

また、自助、共助を中心とした地域の防災力の向上のためには、地域住民一人一人が防災を他人事ではなくて自分事として捉え、自発的に避難行動をとるなど、地域単位で救助活動、避難所運営を行う体制づくりが重要であると考えている。

そのため、現在各地区での自主防災組織の設立を促しているところである。昨年度、折戸地区、若宮地区の2地区で新たに組織が設立されている。今年度は岩木川沿いの地区を中心設立促進を図ることとしている。

各地区に向向いての出前講座による防災意識の醸成や地域ごとの防災訓練を実施し、継続的に働きかけをしていく。

**議会中継は初日から最終日までインターネット配信となりました。**

インターネットの視聴は今まで通り

<http://www.town.nakadomari.lg.jp/index.cfm> でご覧になれます。

役場・パルナス・小泊支所・すくすくしたまえ館ロビーにも中継されています。ぜひ、ご利用ください。

また、議会会議録もHPで閲覧できるようになりました。平成31年第1回中泊町議会定例会より会議録が掲載されています。閲覧の方法は、中泊町役場ホームページ → 議会 → 会議録となります。

**傍聴席は、あなたの席です!!**

中泊町議会 令和元年 第3回定例会は、9月上旬です。

会議は公開されており、どなたでも議会の傍聴ができます。

令和元年 第2回定例会の傍聴者は7名でした。皆さんの傍聴をお待ちしております。

※耳が不自由な方にはイヤホンをお貸しします。遠慮なくお申し出ください。

**一度、町議会へ足を運んで、自分の目でご覧下さい**

# ・不登校児童生徒への対応策は!!



田中 洋 議員

Q

不登校児童生徒の対応策についてお聞きする。中泊町には、町立の小中学校が6校あり、5月1日の時点で564名の児童生徒が義務教育を受けている。

義務教育は、人生を歩んでいく上で必要になる基礎的な学力や知識を学んでいる。勉強だけではなく、部活動や体育活動を通じて心や体を鍛え、仲間と行動することの大切さや楽しさを学び、義務教育は非常に重要な位置づけにある。しかし、さまざまな事情を抱え、登校することができない児童生徒が中泊町に数名いる

A

■藤田総務学務課長

不登校児童生徒についてお答えする。

文部科学省は、不登校を病気や経済的理由以外で、年間30日以上欠席する児童生徒と定義しており、2017年度は約13万4,000人と公表されている。

また、通学はしているものの、学校に通いたくないと感じることがある不登校傾向の中学生が約33万人に上るとの推計結果を日本財団が発表しており、社会的にも関心が高い問題であると十分認識している。

と伺っている。一人一人が抱える事情や悩みが違ううえ、プライバシーなど関係し、非常にデリケートな問題ではあるが、しっかりと向き合っていかなければならない重要な課題である。

登校することのできない児童生徒に対し、どのような取り組みを持って改善、解決へと導いていくのかお伺いする。

昨年度、町内の小中学校にも不登校の児童生徒は数名いる。学校では、電話連絡、家庭訪問をして保護者とも話をしながら、子供の様子を確認する指導を継続して行っている。

また、教育委員会でも不登校対策として、各学校に学校生活支援員を各1名配置している。日常、小学校に在籍する多動傾向や支援を必要とする児童のほか、中学校における不登校や問題行動の生活支援を行っている。

そして、県に派遣をお願いしたスクールカウンセラーを町内小中学校に配置している。児童生徒へのカウンセリングのほか、教職員及び保護者に対する助言、援助を行っている。

さらに、福祉や教育に関して専門的な知識を有するスクール

ソーシャルワーカーも配置している。児童生徒の家庭環境に対処するために、児童相談所と連携及び教職員の適切な指導、援助を行っている。

教育委員会としては、学ぶ意思のある児童生徒が必要な教育の機会を得ることができ環境づくりを進める。説明をした対策、そして支援を通じて、子供を守り支える安心な教育環境づくりを推進していく。

ひとりで悩まないで、ここに電話して...

個人の秘密は守られますので、安心して電話してください。

24時間 子供 SOS ダイヤル (24時間つながる)

0120-0-78310 (フリーダイヤル)

017-734-9188 (青森県教育庁学校教育課) ※FAX番号も同じ

ただし、FAX受付は8:30~17:30(土・日、祝日、年末年始を除く)

生徒指導相談電話 (県教育庁学校教育課)	017-722-7434	8:30~17:00 (土・日、祝日、年末年始を除く)
あたたかテレホン (県教育庁学校教育課)	017-777-5222	8:30~17:00 (土・日、祝日、年末年始を除く)
一般教育相談 (県総合学校教育センター)	017-728-5575	8:30~17:00 (土・日、祝日、年末年始を除く)
すこやかほっとライン (県総合社会教育センター)	017-739-0101	水・木13:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)
ヤングテレホン (青森県警察本部少年課)	0120-58-7867	8:30~17:00 (土・日、祝日、年末年始を除く)

# ・ふるさと納税の返戻品の 現状と今後について!!



川山光則 議員

Q

ふるさと納税について質問する。

ふるさと納税をして頂いた方々には返戻品を送っている。他の市町村では、高額な贈り物で物議を醸し、国が重い腰を上げ、定義を出したところである。

そこで、我が町としてふるさと納税の返戻品の現状と今後を伺う。

A

■葛西総合戦略課長

ふるさと納税についてお答えする。



ふるさと納税返戻品の一部

ふるさと納税は、平成20年から制度がスタートし、当町でも町ホームページや広報紙などで周知に努めてきた。年間の納税件数が1件から11件、金額も年5万円くらいから最大で大口の納税があった年の1,008万円となっていた。

このことから、ふるさと納税の実績を上げるため検討した結果、平成27年9月から日本最大のシェアを誇るふるさと納税サイト、ふるさとチョイスに掲載を始めた。

それまで1年当たり数件の納税件数が、その年度だけで800件を超え、納税額も3,000万円を超えており、次年度の納税者は1,000人を

を超え、納税額も3,000万円台で推移している。

なお、このサイトの利用手数料は納税額の13%であり、ふるさと納税の申し込みから返礼品の発送・配送、問い合わせまでを業務委託している。町担当課ではふるさと納税者への受領書や税控除関係の書類を送付する作業のみとなっている。これらことから、

業務委託で手数料を支払いつても、町歳入増額の効果はあったものと考えている。

平成29年4月に総務省から返礼品について、納税額の3割以下にするよう通知があった。当町でも返礼品を調整し対応に当たった結果、平成30

年度の実績では納税件数で200件、納税額で約700万円ほど減少している。

令和元年6月1日よりスタートした新制度では、納税額に対し、返礼品の3割以下を含めた利用手数料や送料など、全体で5割以下とし、返礼品も区域内で生産された地場産品を提供するものとなっている。

これらの要件をクリアすれば、本年6月1日から来年度の令和2年9月30日までは納税者が税優遇を受けられ、当町も総務省より指定を受けている。その後は、毎年総務省に申し出を行い、更新されることになっている。

今後、地場産を中心とした新たな返礼品の発掘や、寄附者が賛同できる納税の使い道などを検討し、寄附者のニーズに合ったふるさと納税の取り組みを進めてまいりたいと考えている。

## 議会の動き

### 6 月

- 30日 中泊町民大運動会
- 29日 国道339号線整備促進期成同盟会通常総会
- 27日 中泊町ボランティア連絡協議会総会
- 24日 五所川原市消防団観閲式・今泉賽の河原例大祭
- 21日 中里交通安全協会総会・中泊町老人クラブ連合会運動会
- 19日 なかどまりまつり実行委員会
- 14日 海難救助訓練
- 13日 中泊町建設業協会意見交換会
- 12日 単行案審議・採決・閉会
- 11日 定例会一般質問
- 10日 中泊町管工事業協会定時総会
- 8日 鶴田町消防団観閲式
- 7日 第2回定例会開会
- 6日 青森県町村議会議長会臨時総会

### 5 月

- 31日 小田川二期土地改良区促進協議会総会
- 29日 議会運営委員会・小田川土地改良区要望書提出
- 28日 全国町村議会議長・副議長研修会
- 27日 中泊町商工会総代会
- 24日 北郡老人クラブ連合会総会
- 17日 中泊町農業再生協議会・西北津軽郡町議会議長会定期総会
- 15日 十三湖二期地区土地改良事業促進協議会総会
- 14日 青森県鉄道整備促進期成同盟会総会
- 10日 青森県町村議会議長会理事・監事合同会議・議会運営委員会
- 4日 中泊町消防団定期観閲式

### 4 月

- 17日 中泊町民生児童委員協議会総会
- 18日 北五地区消防協会評議会総会
- 26日 宮越邸ステンドグラス視察・総務文教常任委員会協議会  
金木桜まつり開会式

## 議会運営委員会 (青山 雅晴 委員長)

### 5月10日(水)

#### 〈案 件〉

- 令和元年第2回中泊町議会定例会会期日程及び議会運営について
- 新規に受理した陳情等の取扱いについて
- 中泊町議会会議規則の改正について
- その他

### 5月29日(水)

#### 〈案 件〉

- 第2回中泊町議会定例会一般質問について
- 提出議案について
- その他



議会運営委員会の様子

委員会だより